

本誌はホームページからもご覧いただけます。

ゆうせい共済

Y U S E I K Y O S A I



No.457

平成28年9月12日発行

Contents

1	平成28年度被扶養者資格確認の実施	2
2	被扶養者認定における兄弟の同居要件が撤廃されます!	3
3	標準報酬の算定方法が変わります	4,5
4	9月から厚生年金保険料率(本人負担分)が変わります	5
5	ご覧になりましたか?ねんきん定期便	6
6	年金の試算をしてみませんか?	6
7	特定保健指導を実施します	7
8	組合員証等は必ず返納してください	8
9	社内レクリエーション行事に対する助成申請期限について	8
10	「歯科健診」のお知らせ	9
11	他人の行為により病気やケガをしたとき(自損事故含む)	9
12	検診費等助成金請求書の到着期限に関するお知らせ	9
13	団体積立年金保険「みらい」からのお知らせ	10
14	住宅貸付金の年末残高等証明書の発行	10
15	「医療費のお知らせ」を送付します	11
16	海外療養費の請求について	11
17	保険証は必ず携帯しましょう!	11
18	無料の電話相談を実施しています	12
19	連絡先等	12

連絡先等

① 各種申請・請求書等のあて先

〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合 共済センター ○○担当 あて

※各手続を迅速に行うため、必ずそれぞれの記事の
右下にある担当名を記載してください。

※郵送料は差出人負担です。

② 電話によるお問い合わせ

コールセンター TEL 0120-97-8484

受付時間:午前9時~午後6時

(土、日、祝日及び年末年始(12/29~1/3)を除く)

※通話料無料。携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

※電話番号はお間違えのないようにお願いします。

③ ホームページ

ゆうせい共済

検索

各種サービス内容の詳細や手続方法等がご覧いただけます。
また、各種手続様式もダウンロードできますのでご利用ください。

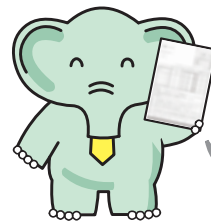
平成28年度被扶養者資格確認の実施

▶ 共済組合では毎年10月に被扶養者の資格を確認しています。

これは法令に基づき、被扶養者の方が引き続きその要件を欠いていないかどうかを確認するものです。

「被扶養者の資格確認」は、被扶養者の要件を欠いていないことを証明する資料を添付して、組合員自ら申告していただきます。

※書類は対象者へ9月下旬から発送



対象の方には
書類をお届けします。

提出が必要となる方は？

1 日本郵政共済組合の認定を受けている被扶養者で

かつ

2 扶養手当を受給していない被扶養者(※)の方が対象です。

※各会社の扶養手当と共済組合の被扶養者の認定要件はほぼ同様であることから、会社の扶養手当支給対象となっている被扶養者については、資格確認の手続きを省略しています。

こんな時にはすぐに認定取消しの手続きを！

1. 就職した
2. パートやアルバイトで収入*1が増えることになった
3. 年金*2を受給し始めた、又は、年金額*2が増額した
4. 雇用保険給付を受給*3した
5. 他の健康保険に加入した
6. 自営業を開始した*4
7. 別居し、生活費を援助していない(送金*5していない)

手続き方法は共済組合のホームページをご覧ください

HOME > 届出・申請様式 > 共済組合員証、被扶養者の認定・
認定取消し > 被扶養者01 被扶養者申告書

- *1 収入限度額
年額130万円
(60歳以上の公的年金受給者、
障害年金受給者は180万円)
- *2 年金は、公的年金だけでなく、企業年金や個人年金も含まれます。
- *3 日額3,612円以上受給している間は、期間の長短にかかわらず、認定取消しとなります。
- *4 所得税法上と共済組合では認められる必要経費が異なります。
- *5 最低でも毎月5万円以上の送金が必要です。(被扶養者の収入によっても異なります。)



注意

万一、必要な書類が提出されなかった場合は
現在お持ちの被扶養者証(健康保険証)が無効となる場合があります。

**提出期限
厳守!**

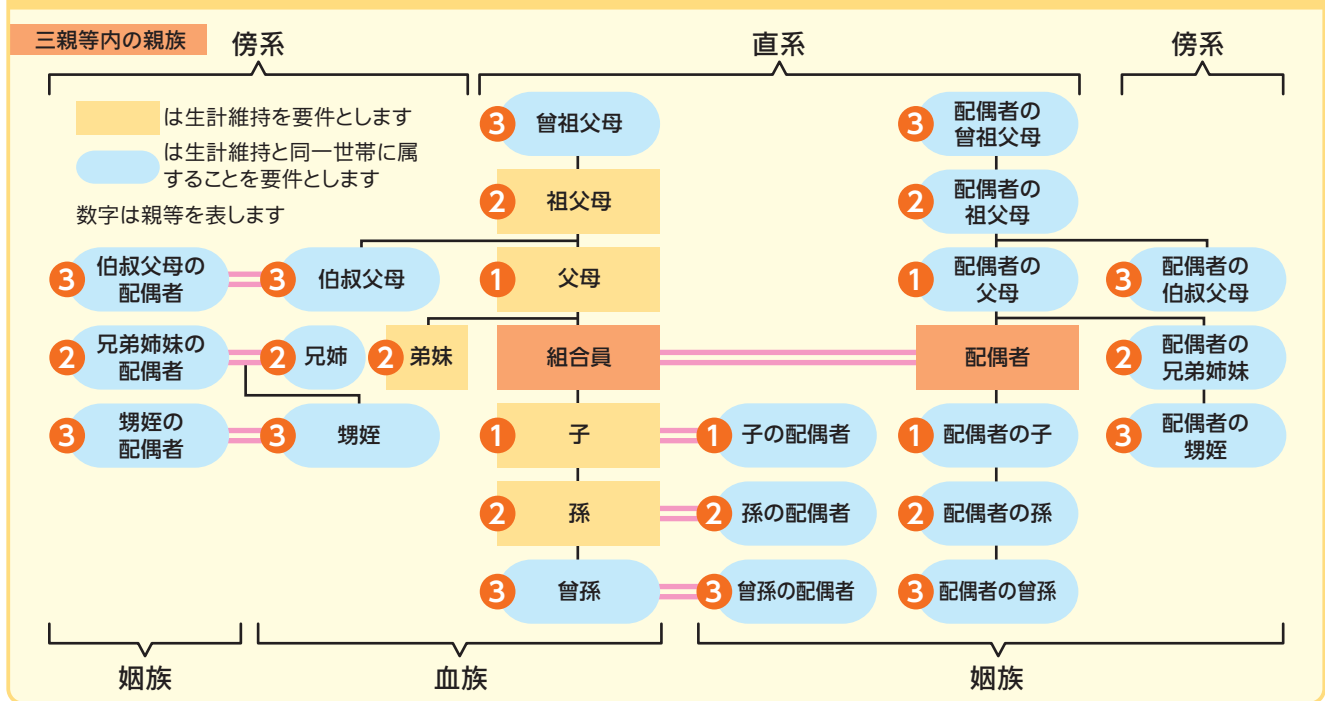
《被扶養者担当》

被扶養者認定における兄弟の同居要件が撤廃されます！

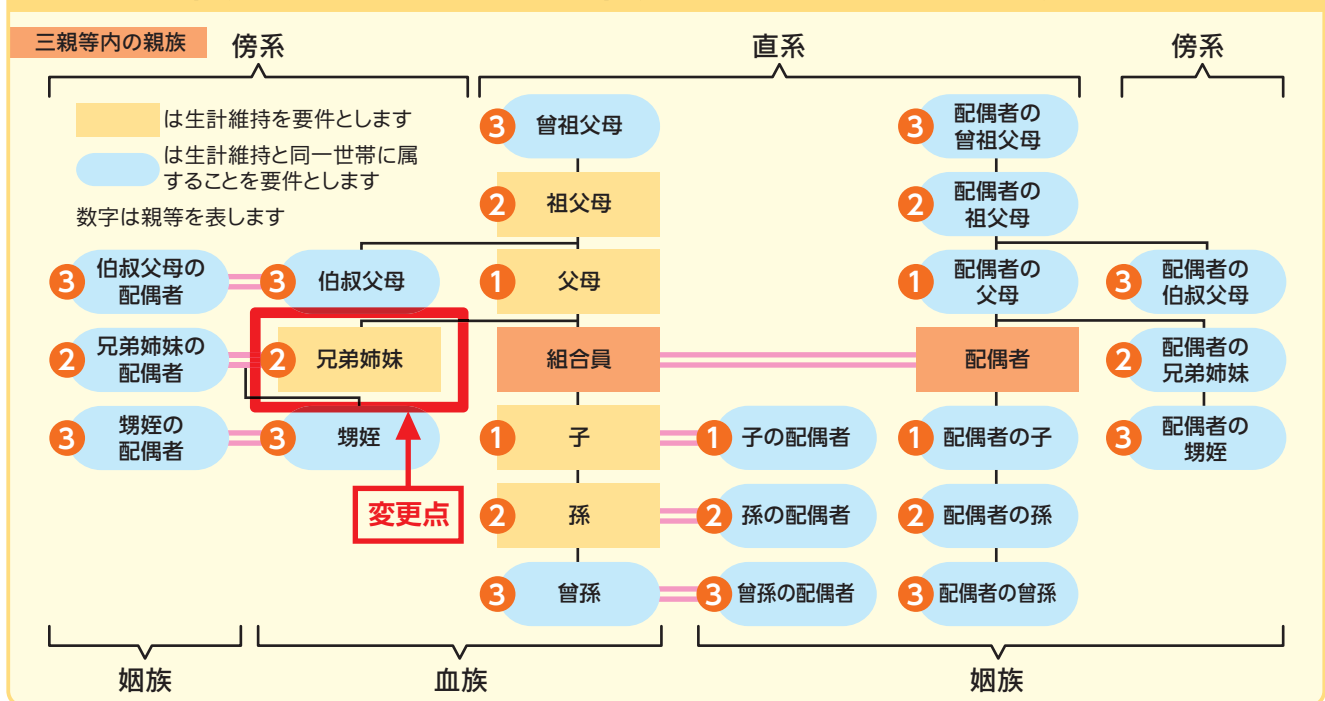
兄弟を被扶養者として申告する場合、組合員が兄弟の生計を維持していることに加え、組合員と兄弟が同居していることが要件でしたが、平成28年10月1日より、兄弟の同居要件が撤廃されます。

平成28年10月1日以降、兄弟姉妹の区別なく、同居していなくても、生計を維持していれば、被扶養者として認定されます。生計維持の要件については、([ホームページ\(HOME\)](#)) > [共済サービスの内容](#) > [共済組合員証、被扶養者の認定・認定取消し](#) > [被扶養者の認定・取消し](#)) をご覧ください。

平成28年9月30日までの被扶養者として認定される親族の範囲



平成28年10月1日以降、被扶養者として認定される親族の範囲



《被扶養者担当》

標準報酬の算定方法が変わります

被用者年金一元化法により、日本郵政共済組合の組合員も厚生年金制度に統一されましたので、原則9月の定時決定から共済掛金を算定する基になる標準報酬の算定方法も厚生年金制度と同じ取扱いになります。

従来と標準報酬の算定方法が変わりますので、主な変更点についてお知らせします。

1 標準報酬に含める手当等が変わります

【変更内容】

変更前	変更後
標準報酬の月額	標準報酬の月額
給与規程に基づく給与のうち、夏期手当と年末手当を除いたもの。	臨時的なものや標準期末手当等に該当するものを除き、給与、手当その他いかなる名称であるかを問わず、会社から労働の対償として受ける全てのもの。 <small>(社宅貸与についても通貨以外のもので支払われるものとして標準報酬に含まれます。また、社宅駐車場を借りている場合の市況金額と駐車場利用料の差額については標準報酬に含まれなくなります。詳細は「ゆうせい共済No.455(H28.4.1発行)をご覧ください。)</small>
標準期末手当等の額	標準期末手当等の額
夏期手当、年末手当。	労働の対償として受ける全てのもののうち、年間の支給回数が4回未満のもの。

【変更による影響】

今まで標準報酬の算定に含められなかった手当等も、会社から労働の対償として受け取っているものは、今後は標準報酬に含めて算出されます。

2 標準報酬を遡及して見直すことがなくなり共済掛金の遡及精算はされなくなります

【変更内容】

変更前	変更後
ベースアップや昇給、昇格が遡及した場合は、標準報酬も遡及して見直し、共済掛金も遡及精算します。	ベースアップや昇給、昇格が遡及した場合は、昇給等による差額が支給された月から随時改定に該当するかを判定し、該当する場合は4か月後に標準報酬を改定します。 <small>(共済掛金は遡及精算しません。)</small>

【変更による影響】

「12月に9月より前の昇給分の差額が支給された場合」は以下のようになります。

変更前	変更後
9月以降の共済掛金が遡及精算されます。 <small>(9月の定時決定が、昇給分を含んだ内容で見直されます。)</small>	共済掛金の遡及精算はされません。 <small>(昇給分の差額が支給された月から3か月間の給与の平均額が、従前の標準報酬から2等級以上変動していれば4か月目(3月)に標準報酬が改定されます。)</small>

3 標準報酬の改定要件が緩和されます

【変更内容】

変更前	変更後
随時改定の要件(①～④全てに該当する必要があります。)	随時改定の要件(①～③全てに該当する必要があります。)
①前月から固定的給与(※1)が変動した。 ②固定的給与だけで2等級(※2)以上変動した。 ③固定的給与が変動した月から3か月間の給与の平均額が従前の標準報酬から2等級(※2)以上変動した。 ④上の①と③がいずれも増加した。 または①と③がいずれも減少した。	①前月から固定的給与(※1)が変動した。 ②固定的給与が変動した月から3か月間の給与の平均額が従前の標準報酬から2等級(※2)以上変動した。 ③上の①と②がいずれも増加した。 または①と②がいずれも減少した。

※1 固定的給与とは、基本給、扶養手当、通勤手当、住居手当、調整手当等の勤務実績に関係なく一定額が継続して支給されるもののことです。
※2 標準報酬の等級は標準報酬が20万円以上38万円以下なら2万円、41万円以上71万円以下なら3万円きざみで設定されています。

【変更による影響】

「標準報酬が23等級410,000円で、通勤経路の変更により1か月あたりの通勤手当が15,000円減少した場合」は以下のようになります。

変更前	変更後
標準報酬は改定されません。 <small>(通勤手当15,000円の減少では変更前の条件「②固定的給与だけで2等級以上変動した」に該当しないため、標準報酬は改定されません。)</small>	標準報酬が改定される場合があります。 <small>(通勤手当15,000円の減少だけでは変更後の条件「②給与の平均額が従前の標準報酬から2等級以上変動した」に該当しませんが、超過勤務手当の減少などその他の要因を含めて通勤手当が変動した月から3か月間の給与の平均額が2等級以上変動すれば標準報酬が改定されます。)</small>

その他	「採用時の資格取得時決定に超過勤務手当等の見込額を含める」「休職期間中にベースアップなどがあった場合は休職から復帰後に随時改定に該当するかを判定する」などの変更点があります。変更点の詳細については共済組合のホームページをご覧ください。
-----	---

《標準報酬担当》

9月から厚生年金保険料率(本人負担分)が変わります

現行	平成28年9月以降
8.639%	8.816%

※厚生年金保険料率は毎年9月に引き上げられ、平成30年9月に9.15%となって固定されます。
※退職等年金給付の掛金率は変わりません。

《標準報酬担当》

ご覧になりましたか？ねんきん定期便

去年の12月からねんきん定期便が送付されているところですが、ご確認いただけましたか？
ねんきん定期便では、皆さまの保険料納付の実績や将来の年金給付にかかる情報を、分かりやすくお知らせしています。年金制度に対するご理解をより深めていただくことを目的としておりますので、ぜひご確認ください。

送付元

郵政グループ在職中(第2号厚生年金被保険者)の方は、K K R (国家公務員共済組合連合会)から送付されます。ただし、期間雇用社員(第1号厚生年金被保険者)の方は、日本年金機構から送付されます。

送付時期

毎年1回、誕生月に送付されます。

通知内容

35歳、45歳、59歳以外の方(ハガキ)

- これまでの年金加入期間
- 年金見込額
50歳未満の方 ⇒ これまでの加入実績に応じた額
50歳以上の方 ⇒ 60歳まで加入したと仮定した額
- これまでの保険料納付額(累計額)
- 直近13か月分の各月の標準報酬月額、標準賞与額及び保険料納付額

35歳、45歳、59歳の方(封書)

- これまでの年金加入期間
- 年金見込額
35歳、45歳の方 ⇒ これまでの加入実績に応じた額
59歳の方 ⇒ 60歳まで加入したと仮定した額
- これまでの保険料納付額(累計額)
- これまでの年金加入履歴
- これまでの全期間分の各月の標準報酬月額、標準賞与額及び保険料納付額

※ねんきん定期便に関するお問い合わせは、それぞれの送付元へお願いします。

《年金担当》

年金の試算をしてみませんか？

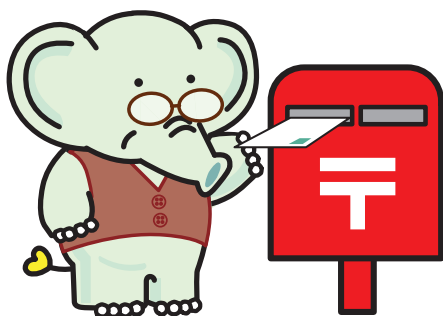
近い将来に退職を控えた50歳以上の方は、より具体的な年金額の試算ができます。

K K Rでは、お申込みによる年金額の試算も行っております(第2号厚生年金被保険者期間に限ります)。今後の人生設計のためにご自身の年金についての情報をより詳しく確認したいという方は、「K K R年金情報提供依頼書」(K K Rのホームページ内の「K K R年金情報提供サービス」からダウンロード可能です。)または適宜の用紙に以下の必要事項を記入していただき、K K Rへお送りください。後日、K K Rより回答書をお送りします。

※返信用封筒(宛先記入、切手貼付)の同封をお願いします。

必要事項

- ①被保険者の氏名(フリガナ)、生年月日、住所及び連絡先電話番号
- ②基礎年金番号
- ③職歴 共済組合名(日本郵政共済組合)とその在職期間及び最終勤務局所名
※郵政グループ以外の国家公務員共済組合に加入していた場合には、その共済組合・支部名と在職期間
- ④退職予定年月日



この試算は将来の賃金上昇を見込んでおらず、退職まで期間のある方は参考となる試算額をお示しできません。そのため、50歳未満の方につきましては、依頼はご遠慮ください。

郵送先 〒102-8082
東京都千代田区九段南1-1-10九段合同庁舎
国家公務員共済組合連合会 年金部年金相談室
TEL 03-3265-8141(代表)

《年金担当》

特定保健指導を実施します

特定保健指導は、生活習慣病の発症リスクが高い方に対し、実施します。

特定保健指導の利用は、強制ではありませんが、健康の維持・増進に役立つものですので、積極的にご利用ください。

● 組合員本人

組合員に対する特定保健指導については、日本郵政株式会社へ委託し実施します。

定期健康診断の結果、特定保健指導の対象となった方には、日本郵政株式会社から所属事業所の所属長等を通じて文書で通知されます。

利用料は全額共済組合が負担しますので、自己負担はありません。

組合員に対する特定保健指導

動機付け支援

生活習慣病の発症リスクを持っていると判断され、生活習慣改善の必要度が**中程度の方**

積極的支援

生活習慣病の発症リスクを複数持っていると判断され、生活習慣改善の必要度が**高い方**

初回面接で目標設定

生活習慣の改善方法を専門職(保健師・管理栄養士等)と相談し、自分で目標を設定します。

メールや電話での支援

目標を達成するための継続的なサポートが受けられます。

実績評価

6か月後の達成状況を確認します。



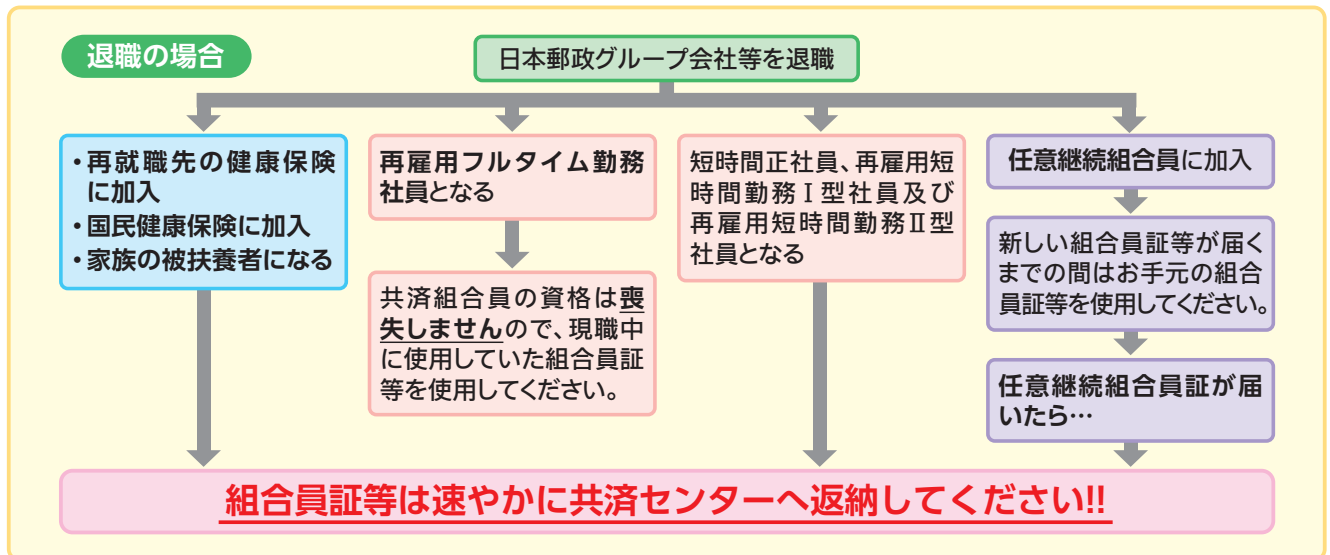
● 被扶養者及び任意継続組合員

特定健康診査の結果、特定保健指導の対象者となった方には、8月以降、共済センターから特定保健指導利用券とお知らせ等を送付しています。同封されている実施機関一覧表の中や、最寄りの医療機関へご照会の上、希望する実施機関へ予約し、特定保健指導を利用してください。

《助成担当》

組合員証等は必ず返納してください

- 退職(下図参照)、短時間勤務への転換、被扶養者の要件を欠いた場合等には組合員等や被扶養者の資格を失いますので、速やかに組合員証及び家族の被扶養者証等を共済組合に返納(※)しなければなりません。
- 資格を失った後の組合員証及び家族の被扶養者証等は無効となり、病院等で使用した場合は、不正使用となり共済組合が負担した医療費(総医療費の7割～9割)を返還していただくこととなるほか、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがありますので注意してください。



※組合員証、家族の被扶養者証等の返納方法

- ① カードの右下を切り取ってください(紙の証はそのまま)。
- ② 『組合員証等返納票』兼「亡失届」に記入します。
- ③ ①と②を併せて共済センターへ郵送してください。

★『組合員証等返納票』兼「亡失届」の様式は [共済組合HP](#) > [届出・申請様式](#) > [共済組合員証、被扶養者の認定・認定取消しについて](#) > [組合員証-08 組合員証等返納票兼亡失届](#)

郵送先：〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合共済センター 被扶養者担当



《被扶養者担当》

社内レクリエーション行事に対する助成申請期限について

当共済組合では、社内レクリエーションとしてスポーツ等を行った場合、その費用の一部を助成しています。(年度内1事業所1回限り)

社内レクリエーション行事に対する助成申請期限は、実施後10日以内となっています。期限を過ぎてからの申請は、助成ができないことがありますので、ご注意ください。

助成手続の詳細は、[共済組合ホームページ](#)をご覧ください。

TOPページ右柱内ボタン [「歯科健診／禁煙のすすめ／宿泊レク助成／スポーツクラブ」](#) >

[レクリエーション行事への助成](#) > [1「日本郵政共済組合 レクリエーション行事助成利用手続」](#)

URL <http://www.yuseikyosai.or.jp/recreation/josei.html>

《助成担当》

「歯科健診」のお知らせ

組合員の皆さまの健康増進を図るため、無料の歯科健診を行っています。

無料で お近くの 好きな時に

組合員(ご本人・ご家族)が
受けられる!

提携歯科医院で受けられる!
(インターネットで全国の
提携医院が確認できます。)

好きなメニューで受けられる!
(年に2回受診できます。)

◆ご自分にあった内容を選べます。

一般歯科健診

歯科矯正相談

審美歯科治療相談

インプラント治療相談

▶お申込みは「歯科健診センター」へ

WEB

<http://www.ee-kenshin.com/>

携帯サイト

<http://www.ee-kenshin.com/i/>

上記コールセンター

03-5210-5603 [受付時間] 9:00~18:00 (土・日・祝日は休み)

※ご不明な点はお気軽に直接、歯科健診センターへお問い合わせください。
尚、お申し込みはインターネット上からのみとなっております。



《助成担当》

他人の行為により病気やケガをしたとき(自損事故含む)

交通事故、暴力を受けた、飲食店などで食中毒にあった、他人の飼い犬に噛まれたなど他人の加害行為が原因で病気やケガをしたときにも保険証を使用し治療を受けることができます。

このような場合、共済組合は本来加害者が支払うべき医療費を一時的に立て替えるだけで、立て替えた医療費は後で加害者に請求をします。よって、保険証を使用し治療を受ける場合は、必ず当共済組合にご連絡のうえ、できるだけ速やかに「損害賠償申告書」などの必要書類を提出してください。

次の場合は保険証を使用できません

- ・労働災害対象の事故(通勤途中・業務中に発生した場合)
- ・飲酒運転や無免許運転など法令違反の事故
- ・自傷行為など故意に給付事由を発生させた場合

《給付担当》

検診費等助成金請求書の到着期限に関するお知らせ

人間ドック、がん検診及び脳ドックの検診費等助成金の送金について、平成29年1月20日送金に係る当共済センターへの当該請求書の到着期限は次のとおりですので、ご注意ください。

平成29年1月20日送金→平成28年12月19日到着分まで

《助成担当》

団体積立年金保険「みらい」からのお知らせ

本年度も多数のお申込みをいただき誠にありがとうございました。

★新規加入及び口数変更された方へのご案内

新規加入された方には「ご加入のお知らせ」を11月下旬頃、組合員本人のご住所に送付します。
 なお、新規加入及び口数変更に伴う掛金は平成29年1月の給与から控除開始となります。

★一時積増を申し込まれた方へのご案内

平成29年1月末頃、申し込まれた方のご住所に払込取扱票を送付しますので、期限内に払込み願います。

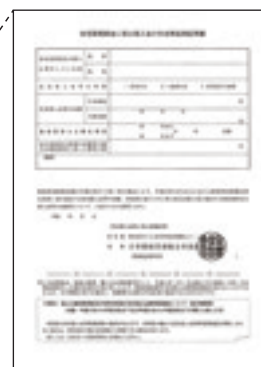
※金額変更及び取りやめをする場合は、「みらい」担当へご連絡ください。

《みらい担当》

住宅貸付金の年末残高等証明書の発行

住宅借入金等特別控除を受けるための年末調整・確定申告用の年末残高等証明書を、平成28年9月下旬頃から10月上旬頃にご住所あて送付します。

- 年末調整等の手続に必要なになりますので、手続されるまでは大切に保管してください。
- 住宅借入金等特別控除の申告は、初回のみ確定申告を行い、2年目からは年末調整の手続ができます。
- 詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。



年末残高等証明書

〈発行対象者および注意事項〉

1	発行対象者	<p>次の①及び②のいずれにも該当する方</p> <p>①平成13年1月～平成13年6月、平成18年1月～平成28年8月の間に住宅貸付を受けた方 ②返済回数が120回(10年)以上の住宅貸付を受けた方</p> <p>※発行対象条件には該当しないが、税務署で住宅ローン控除の対象であると確認されている場合は、共済組合ホームページ「届出・申請様式」の「その他」にある貸付2-2-2「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」発行申請書を共済センターに送付してください。</p>
2	再発行	<p>原則として再発行はできません。</p> <p>やむを得ず再発行を希望する場合は、共済センターにご相談ください。</p>
3	年明けに発行となる方	<p>次に該当する方には、平成29年1月下旬から2月上旬に発送します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年9月以降に臨時返済をして年末残高が変わった方 ・平成28年9月～平成28年12月の間に新規に一般住宅貸付を受けた方
4	平成13年及び平成18年に住宅貸付を受けた方	<p>平成19年以前に住宅貸付を受けた方は居住開始年月日が不明のため、平成13年及び平成18年に住宅貸付を受けた方も発行対象としています。</p> <p>ただし、住宅借入金等特別控除は居住の用に供した日を基準として適用されますので、平成13年または平成18年に居住を開始した方は控除期間が過ぎていることにご注意ください。</p>
5	その他	<p>年末残高等証明書は住宅借入金等特別控除を受けられる可能性のある方を発行対象としておりますので、該当の期間が終了した方には発行していません。</p> <p>一般住宅貸付等の残高を確認したい場合は、共済組合ホームページ「届出・申請様式」の「その他」にある貸付2-1-1「共済組合貸付金残高等照会表」を共済センターに送付し、残高の照会を行ってください。</p>

《貸付担当》

「医療費のお知らせ」を送付します

対象の組合員及び被扶養者の医療費等を世帯単位でまとめて記載した「医療費のお知らせ」はがきを、10月下旬以降、組合員本人のご住所あてに順次送付します。

- 1 目的** 皆さまが受診されている医療費の額を認識いただくとともに、医療費の適正化(医療機関からの不正請求の抑止)に資するため。**身に覚えのない受診がないか、受診日数に誤りはないか等をご確認ください。**
- 2 対象** 平成28年4月～5月に保険医療機関等で受診したもの。
ただし、以下の受診は「医療費のお知らせ」はがきの送付対象外です。
①任意継続組合員世帯の受診 ②一部公費助成を受けての受診
③一部の疾病に係る受診 ④一部の医療機関での受診
⑤保険証を使用しなかった受診
- 3 掲載内容** ①受診者名 ②受診年月 ③受診区分(入院・外来等の別) ④医療機関名
⑤受診日数 ⑥総医療費10割(自己負担分1割～3割と、共済組合負担分7割～9割を合算した額)
- 4 その他** ・「医療費のお知らせ」は、確定申告時の添付資料や領収証としては使用できません。
・「医療費のお知らせ」の再発行はできません。
- 5 送付停止をご希望の方** 「医療費のお知らせ」は世帯単位でまとめて記載しておりますが、送付により不都合等が生じる場合又は送付が不要な場合は、**平成28年9月30日(金)までに**コールセンターまで申し出てください。
《給付担当》

海外療養費の請求について

海外旅行中や海外赴任中の急な病気やケガなどによりやむを得ず現地の医療機関で診療等を受けた際の医療費の一部について、必要書類の提出により療養費として給付される場合があります。

ただし、**海外療養費の給付対象となるのは、日本国内で保険診療と認められている医療行為に限られます。**また、給付額は日本国内の医療機関等で同じ傷病を治療した場合にかかる治療費(実際に海外で支払った額の方が低いときはその額)を基準に計算するため、海外でご負担された額を大幅に下回ることもあるので、あらかじめご了承ください。

必要書類

- ①療養費・家族療養費請求書
- ②診療内容明細書(原本)
- ③診療内容明細書の日本語訳
- ④領収明細書(原本)
- ⑤領収明細書の日本語訳
- ⑥海外で全額支払いをした領収証の原本
- ⑦航空券・旅券等の写し
- ⑧海外療養費調査に関わる同意書

《給付担当》

保険証は必ず携帯しましょう!

医療機関等で保険診療を受けるとき、窓口で組合員証又は被扶養者証(以下「保険証」という。)を提示し、会計の際に自己負担分のみを支払います。

しかし、**保険証を携帯していないと、旅行先でお子様が急に熱を出してしまった場合などには治療費全額を自己負担することになります。**

保険証を携帯せず診療等を受けた場合は、共済組合負担分について、後日療養費を請求し給付を受けることができますが、**組合員の一時的な負担を軽減するためにも、保険証は日ごろから携帯するよう心がけましょう。**

《給付担当》

無料の電話相談を実施しています

メンタルヘルス・健康・医療・育児・介護に関する相談に、カウンセラーや専門の相談員がお答えします。お気軽にご相談ください。(ご利用は、日本郵政共済組合員とその被扶養者の方に限ります。)

次の電話番号(フリーダイヤル)でご利用いただけます。

0120-84-5225

0120-36-2772

0120-53-0110

(電話番号による相談区分はありません)

※秘密厳守で相談(24時間・年中無休)を受けられます。

メンタルヘルス専門「心の健康電話相談」

医療機関のご案内	電話相談の内容や事情によっては医療機関等をご案内します。
対応者	部外専門機関のカウンセラー

電話健康相談「ヘルシーダイヤル」

相談できる内容	健康、医療、介護、福祉などに関すること全般
対応者	保健師、看護師、栄養士等の相談員

※相談内容によっては、すぐに回答できない場合もあります。

育児・介護等の電話相談

相談できる内容	育児・介護
対応者	介護士等

※相談内容によっては、すぐに回答できない場合もあります。

《助成担当》

連絡先等

1 各種申請・請求書等のあて先

〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合 共済センター ○○担当 あて

※各手続を迅速に行うため、必ずそれぞれの記事の右下にある担当名を記載してください。

※郵送料は差出人負担です。

2 電話によるお問い合わせ

コールセンター TEL **0120-97-8484**

受付時間:午前9時~午後6時

(土、日、祝日及び年末年始(12/29~1/3)を除く)

※通話料無料。携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

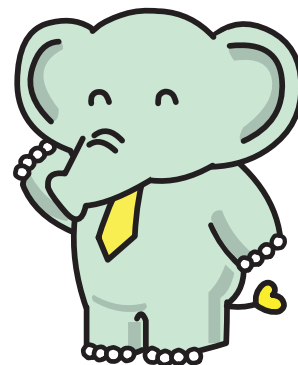
※電話番号はお間違えないようにお願いします。

3 ホームページ

ゆうせい共済

検索

各種サービス内容の詳細や手続方法等がご覧いただけます。
また、各種手続様式もダウンロードできますのでご利用ください。



《広報担当》